

徳島県告示第六号

介護保険法（平成九年法律第二百二十二号）第四十一条第一項本文の規定により、指定居宅サービス事業者として次のとおり指定した

令和八年一月九日

徳島県知事 後藤田正純

○ 株式会社 Re et	指定居宅サービス事業者 所在地	指定居宅サービス事業を行う事業所 所在地	サービスの種類	指定年月日
○ ガーデンヒルズ城南 号室	徳島市八万町柿谷一一番地一 リコリス訪問看護ステーション	徳島市八万町柿谷一一番地一 ガーデンヒルズ城南 号室	訪問看護	令和八年一月一日